

港区マイナンバーカードセンター運営業務委託事業候補者 選考評価基準

第一次審査選考評価基準						
評価項目	評価基準	様式	満点(5点×評価倍率)	参考評価倍率		
1 基本的事項 ※事務局採点	(1) 類似業務に関する実績	地方自治体におけるマイナンバーカード交付・更新等の関連業務実績を有し、本業務に係る専門能力、知識を備えていると認められる。 事業者としてのマイナンバーカード関連業務の受付実績の延べ年数(50年以上:5点、40～49年:4点、30～39年:3点、20～29年:2点、10～19年:1点、10年未満:0点)	様式4	15	×3	
	(2) 業務責任者の専任性	業務責任者が他の業務を担当せず、本件について専任となっているか。 (業務責任者が専任:5点、業務責任者が他に1件兼任:4点、業務責任者が他に2件兼任:3点、業務責任者が他に3件兼任:2点、業務責任者が他に4件以上兼任:1点)	様式5	10	×2	
	(3) 業務従事予定者の専門性	業務の経験が豊かな担当者を配置しているか。 業務担当者の同種業務の実績(1年以上継続したものに限る)の平均5年以上:5点、4年:4点、3年:3点、2年:2点、1年:1点、0年:0点)	様式5	5	×1	
第一次審査 小計①				30		
2 管理体制	(1) 従事者教育	配置前及び配置後の教育についての考え方、教育内容、実施計画が具体的に示され、業務遂行に当たって、十分な教育体制が見込まれる。	様式6(1)	10	×2	
	(2) 責任体制(指揮、命令及び意思決定手順)	区から独立した責任体制(指揮・命令)及び意思決定手順についての考え方が明確に示され、業務遂行が十分に見込める体制になっている。	様式6(2)	10	×2	
	(3) 区との連絡体制、従事者との連絡体制、情報伝達方法	責任者の配置、人材育成についての考え方が具体的に示されている。 区との連絡体制や協議方法が、明確に示されている。 従事者との連絡体制、情報伝達方法が明確に示されている。	様式6(3)	15	×3	
3 個人情報保護・マイナンバー・情報セキュリティ対策	守秘義務を含めた個人情報保護、情報セキュリティ対策についての考え方、特定個人情報(マイナンバー)の取扱に関する考え方、対応策等	個人情報保護、情報セキュリティ対策についての考え方が明確に示され、適切な対応が見込まれる。 マイナンバーを含む特定個人情報の安全管理措置に関する考え方や方法が具体的に示され、適切な対応が見込まれる。 プライバシーマークの付与以外に、個人情報保護に関する資格を取得している。	様式7	15	×3	
4 業務の提供水準	(1) マイナンバー等の関係法令・制度の理解	区の手続きに関わらず、マイナンバーカードを使った各種制度や手続についての知識があり、従事者への教育、判りやすい資料の作成など区民への説明責任を十分に果たすことができる。	様式8(1)	15	×3	
	(2) 窓口業務の体制	区からマイナンバーカードの更新が必要な件数を把握し、マイナンバーカードセンターで交付・更新が可能な件数を適切に算出されている。また、人員が適切に配置されている。 マイナンバーカードの交付前処理から交付・更新手続までの理解があり、正確な窓口業務が見込める。	様式8(2)	10	×2	
	(3) 案内業務の体制	区が進める「やさしい日本語」や「多言語対応第三者通訳サービスの機軸」の活用などを踏まえ、外国人住民への接遇・多言語対応について、従事者への教育、配置体制が講じられている。 高齢者、障害者など、要配慮者への対応が講じられている。	様式8(3)	10	×2	
	(4) 緊急時の対応、苦情対応及び接遇	業務遂行上、事故防止策が取られている。また、発生した事故、苦情、トラブルへの対応について、事業者及び区への報告体制や対応策が具体的に示されている。 区民目線に立った接遇についての考え方、教育及び対応策等が具体的に示されている。	様式8(4)	15	×3	
	(5) カード運搬のセキュリティ確保	センターから各地区総合支所へのマイナンバーカード運搬について、セキュリティに配慮し、誤配・紛失・盗難等の事故防止策が具体的に取られている。	様式8(5)	10	×2	
	(6) 広報に関する取組	マイナンバーカードセンターの利用率向上につながり、外国人を含むあらゆる属性の区民に届く効果的な広告・広報の取組が提案され、センター及びマイナンバーカード制度の周知、カード交付率向上が期待できる。	様式9	10	×2	
5 労働諸法令の遵守及び労働環境の確保	(1) 労働諸法令の遵守の考え方、対策等	労働諸法令の遵守についての考え方、対策等が明確に示されている。 労働環境確保が十分に構築されている。	様式10(1)	10	×2	
	(2) 従事者の勤務評価及び評価後の指導体制、雇用形態、賃金形態等	労働諸法令を遵守した上で、勤務評価及び評価後の指導方法等が具体的に示され、あわせて、適切な雇用形態、賃金形態により、従事者の継続した就業、人材確保及び定着が可能な体制の構築に努めている。	様式10(2)	10	×2	
	(3) 従事者の安全衛生管理	従事者の就業状況や健康状況を適切に管理し、日ごとのフォロー体制、メンタルヘルスクラス、福利厚生等の体制が整っている。	様式10(3)	10	×2	
6 その他特筆事項	独自の提案内容	仕様書以外の案が提案され、独創的で区に有益な内容が述べられており、実現が期待できる。 区における業務実施について将来展望を含めた積極的提案となっており、取り組み意欲が感じられる。 ※提案がない場合は0点	様式11	10	×2	
第一次審査 小計②				160		
7 見積価格 ※事務局採点	見積価格(積算内容)の妥当性	参考事業規模に対する見積額により採点(事務局が客観的視点により採点) 区が示した価格を上限とし、95%以上～2点、90%以上～95%未満 3点、85%以上～90%未満 4点、80%以上～85%未満 5点、80%未満 1点とする。	任意様式	10	×2	
第一次審査 小計③				10		
第一次審査 合計(小計①+②+③) 1委員あたりの点数				200		
第一次審査 合計 (200点×委員5名)				1000		

※第一次審査(加点を含まない)及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点(最低ライン)とします。

加点項目

1 区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	-	10
2 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	-	10
3 障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	-	10
4 子育てサポート企業の評価	子育てサポート企業としての認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	-	10
5 女性活躍推進企業の評価	女性活躍推進企業としての認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	-	10
※「事務局採点項目(①30点+②10点)×委員5名=200点」の5%			50
第一次審査 総合計(委員5名分+加点項目含む)			1050

第二次審査選考評価基準						
評価項目	評価基準	様式	配点(満点)	参考評価倍率		
1 実施体制、管理体制、従事者の安定的な配置、教育について 統括管理責任者、現場管理責任者の業務遂行に対する姿勢	実施体制、従事者の配置、教育等について、期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制が期待できる。 実施体制が実現性の高い内容になっている。 業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。	-	25	×5		
2 個人情報保護、特定個人情報の取扱についての認識	個人情報保護、特定個人情報の取扱に対する考え方が明確で適切な対応が見込まれる。	-	20	×4		
3 業務の提供水準について	専門的な知識、経験を有し、安定的な業務の遂行が期待できる。	-	25	×5		
4 業務遂行に対する姿勢	本業務遂行に対する姿勢に意欲があり、誠意が強く感じられる。 現場まかせにせず、区との連絡、調整を積極的に行うことが期待できる。 区に有益な独自の提案があり、実現可能性が高い内容になっている。	-	20	×4		
5 質疑応答的確さ	ヒアリング及びプレゼンテーションでの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる回答がなされている。	-	10	×2		
第二次審査 合計 (100点×委員5名)				500		

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点(最低ライン)とします。

各評価項目の採点(選考委員一人あたり)	
採点基準	採点
非常に優れた提案と評価できる	5
優れた提案と評価できる	4
標準的な提案である	3
標準よりやや劣る提案である	2
標準より劣る提案である	1
提案されていないか評価に値しない	0

第一次審査 合計 (200点×委員5名)	1000
第一次審査 加点	50
第二次審査 合計 (100点×委員5名)	500
第一次審査及び第二次審査を合計した総合計	1550

※第一次審査(加点分を除く)と第二次審査の配点比率は、2:1を目安とします。